

## 9 保安行政

### (1) 高压ガスの保安

高压ガスは、産業界でエネルギー源や各種原料ガス等として幅広い分野で利用されているほか、日常生活においても冷暖房、燃料用の用途に利用されている。しかし、高压ガスは高压という状態に加え、可燃性、支燃性、毒性等の化学的な特性を有しているため、一旦、災害が発生するとその被害は、広範囲かつ重大なものとなる。(資料9 - 1表、資料9 - 2表)

このため、高压ガス保安法により、製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱が規制されている。一方、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により規制されている。

また、工業用に液化石油ガスを消費する者の保安を確保するため、「岐阜県工業用液化石油ガス消費者指導要綱」を定めている。

#### (ア) 高压ガス関係事業所数

高压ガス関係の事業所には、LP ガス充てん所、オートガススタンド、コールドエバポレーター、冷凍空調設備等の製造所、一定量以上の高压ガスを貯蔵する貯蔵所、一定量以上の高压ガスを貯蔵し消費する特定高压ガス消費者、容器の再検査を行う容器検査所、高压ガスの販売を行う高压ガス販売業者等がある。(資料9 - 3表)

液化石油ガス関係では、平成8年の法改正により、保安機関、認定販売事業者、充てん設備、貯蔵施設が新たに設けられた。(資料9 - 4表)

#### (イ) 高压ガス製造保安責任者試験等実施状況及び免状交付状況

昭和62年度から高压ガス関係の試験の実施を高压ガス保安協会に委託している。(資料9 - 5表)

また、平成10年度からは免状交付事務についても高压ガス保安協会に委託している。

#### (ウ) 立入検査、保安指導

高压ガス関係事業所に対する保安検査や立入検査を実施するとともに、社団法人岐阜県エルピーガス協会、岐阜県高压ガス安全協会、岐阜県冷凍設備保安協会、岐阜県冷凍空調設備協会等高压ガス関係保安団体とも協力し、各種講習会を通じ関係事業者に対し、自主保安体制の確立を指導している。

一方、液化石油ガスの一般消費者等に対しては、液化石油ガスに関する知識、取扱上の注意事項を繰り返し啓蒙するとともに、CO中毒を誘発する恐れがある長期使用ガス器具を不完全燃料防止装置など安全装置の付いたガス器具への交換促進を図っている。

また、容器配送など高压ガスの移動中に発生する事故に安全かつ迅速に対応するため、岐阜県高压ガス地域防災協議会と協力し、事故応援活動機関としての防災事業所の整備に努め、移動防災活動に万全を期している。

### (2) 火薬類の保安

火薬類は、土木、採石、鉱山など幅広い産業分野において活用されているほか、煙火(花火)のように観賞用として生活の身近なところで親しまれているものもある。(資料9 - 6表)

最近は、地域振興等を目的とするイベントの呼び物としての花火大会が増加するなど、経済の発展と国民生活の向上に多大の貢献をしている。

しかしながら、ひとたびその取扱いを誤ると大きな事故を引き起こし、また、不正に使用されると社会的不安が増大することとなる。(資料9 - 7表)このため、火薬類取締法により製造から消費に至るまで厳しく規制されている。(資料9 - 8表)また、武器等製造法により、猟銃の製造・販売を規制している。(資料9 - 10表)

#### (ア) 火薬類関係事業所数

県内の火薬類関係事業所は、平成19年度末で、煙火製造者3業者、販売事業者91業者となっており、105箇所では火災類の消費が行われている。(資料9 - 9表)

#### (イ) 火薬類取扱保安責任者試験等実施状況及び免状交付状況

昭和62年から火薬類取扱保安責任者等試験の実施を社団法人全国火薬類保安協会に委任している。(資料9 - 11表)

#### (ウ) 立入検査、保安指導

災害事故防止と不正流通使用防止により、公共の安全を確保するため、製造所、販売所、火薬庫、消費現場等へ保安検査、立入検査を実施するとともに、関係者に対し、保安規制の周知徹底を図り、自主保安活動を促進している。(資料9 - 12表)毎年6月の火薬類危害予防週間には、保安意識の高揚のため各種行事を実施しており、また、社団法人岐阜県火薬類保安協会の火薬類取扱保安責任者等に対する保安教育の実施を支援している。

### (3) 電気工事の保安

安全でクリーンなエネルギーとしての電気は、高度情報化社会の現状において、極めて質の高い供給を要求されているが、漏電による災害、感電による死傷等の事故を防止するため、電気工事士法により電気工事に従事する者に一定の資格と義務を定め、電気工事業の業務の適正化に関する法律により工事の適正施工を確保するため電気工事を行う者の登録等の規制を行っている。

#### (ア) 電気工事業者、電気工事士の数

県内の登録電気事業者は、平成19年度末で、1,232業者、みなし登録電気事業者は、688業者、通知電気事業者は7業者となっている。(資料9 - 13表)

また、第一種電気工事士免状交付数は9,687人、第二種電気工事士免状交付数は25,739人となっている。(資料9 - 14表)

#### (イ) 電気工事士試験実施状況及び免状交付状況

電気工事士法に基づき第一種及び第二種電気工事士免状の交付を行っている。(資料9 - 15表)

#### (ウ) 立入検査、保安指導

電気災害の防止を図るため、平成19年度、電気工事業者230業者の実態調査を実施した。